

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和4年度国内原爆・平和展展示資料輸送等業務

## 2 履行期間

契約締結日から令和4年12月28日まで

## 3 原爆・平和展の開催地及び開催期間

開催地	開催期間	輸送する資料
苫小牧市文化交流センター (アイビー・プラザ) ギャラリー (苫小牧市本町1丁目6番1号)	令和4年(2022年) 7月30日(土)～8月21日(日)	資料AA'、原画AA'、 物品AA'
札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ) 北1条イベントスペース東 (札幌市中央区北1条西)	令和4年(2022年) 8月5日(金)～8月15日(月)	資料BB'、原画BB'、 物品A'BB'
旭川市民ギャラリー (旭川市宮下通11丁目上川倉庫蔵囲夢内)	令和4年(2022年) 11月30日(水)～12月11日(日)	資料A'B'、原画A'B'、 物品A'B'

## 4 業務内容

発注者は、次の(1)～(3)に掲げる業務を受注者に委託する。業務の詳細は別紙1のとおり。

### (1) 被爆資料(レプリカを含む)の輸送等

計30点。苫小牧市で展示する15点のセット(以下「資料AA'」という)、札幌市で展示する15点のセット(以下「資料BB'」という)、旭川市で展示する15点のセット(以下「資料A'B'」という)をそれぞれ輸送、展示する。

### (2) 高校生が描いた原爆の絵の輸送

計10点。苫小牧市で展示する5点のセット(以下「原画AA'」という)と、札幌市で展示する5点のセット(以下「原画BB'」という)、旭川市で展示する6点のセット(以下「原画A'B'」という)をそれぞれ輸送する。

### (3) 展示パネル、書籍、工具、衣装ケース及び段ボール箱等(以下「その他物品」という)の輸送

苫小牧市で使用するその他物品(以下「物品AA'」という)と、札幌市で使用するその他物品(以下「物品A'BB'」という)、旭川市で使用するその他物品(以下「物品A'B'」という)をそれぞれ輸送する。

## 5 業務の対象となる資料

### (1) 苫小牧市展示用

	資料名	形状(mm)	点数	区分
①	被爆資料	別紙2-1のとおり	15	資料AA'
②	高校生が描いた原爆の絵原画		5	原画AA'
③	イーゼル	1,150×600×50	3	物品A
④	広島キノコ雲パネル(小)	段ボール入 910×910×30	1	物品A
⑤	予備パネル類	プラダンケース入 640×900×150	2	物品A'
⑥	予備物品入り衣装ケース	450×750×400	1	物品A'

⑦	三輪車用展示ケース	段ボール入 640×680×860	1	物品 A'
⑧	三輪車用展示ケース (台)	段ボール入 660×680×860	1	物品 A'
⑨	消えた街並みパネル	段ボール入 930×2,000×30	1	物品 A'
⑩	被爆前の広島パネル	段ボール入 470×1,530×30	1	物品 A'
⑪	広島キノコ雲バナー	梱包済 Φ100×800 (円筒状)	1	物品 A'
⑫	原爆写真パネル、その他パネル類	プラダンケース入 640×900×150	8	物品 A'
⑬	衣装ケース・段ボール箱等	総量縦 1,500×横 1,000×高さ 1,000 程度		物品 A'

## (2) 札幌市展示用

	資料名	形状 (mm)	点数	区分
①	被爆資料	別紙 2-2 のとおり	15	資料 BB'
②	高校生が描いた原爆の絵原画		5	原画 BB'
③	予備パネル類	プラダンケース入 640×900×150	2	物品 A'
④	予備物品入り衣装ケース	450×750×400	1	物品 A'
⑤	被爆資料写真布製バナー	梱包済 Φ50×1,200 (円筒状)	7	物品 B
⑥	原爆写真パネル、その他パネル類	プラダンケース入 640×900×150	8	物品 B
⑦	衣装ケース・段ボール箱等	総量縦 1,500×横 1,000×高さ 1,000 程度		物品 B
⑧	広島キノコ雲パネル (大)	段ボール入 1,520×1,520×30	1	物品 B'

## (3) 旭川市展示用

	資料名	形状 (mm)	点数	区分
①	被爆資料	別紙 2-3 のとおり	15	資料 A'B'
②	高校生が描いた原爆の絵原画		6	原画 A'B'
③	予備パネル類	プラダンケース入 640×900×150	2	物品 A'
④	予備物品入り衣装ケース	450×750×400	1	物品 A'
⑤	三輪車用展示ケース	段ボール入 640×680×860	1	物品 A'
⑥	三輪車用展示ケース (台)	段ボール入 660×680×860	1	物品 A'
⑦	消えた街並みパネル	段ボール入 930×2,000×30	1	物品 A'
⑧	被爆前の広島パネル	段ボール入 470×1,530×30	1	物品 A'
⑨	広島キノコ雲バナー	梱包済 Φ100×800 (円筒状)	1	物品 A'
⑩	原爆写真パネル、その他パネル類	プラダンケース入 640×900×150	8	物品 A'
⑪	衣装ケース・段ボール箱等	総量縦 1,500×横 1,000×高さ 1,000 程度		物品 A'
⑫	広島キノコ雲パネル (大)	段ボール入 1,520×1,520×30	1	物品 B'

## 6 輸送日程詳細

別紙 1 のとおり

## 7 業務に関する注意事項

- (1) 被爆資料・高校生が描いた原爆の絵原画 (別紙 2-1、2-2、2-3 に掲げる資料) の輸送及び取扱等について  
ア 搬送、保管、その他取扱いに際して全て美術品扱いとし、運搬は美術品専用車で行うこと。ただし、

飛行機での運搬も可とする。また、受注者の管理のもと、棄損、汚損、亡失、盗難等のないよう細心の注意を払うこと。特に梱包に際しては、1点1点発注者と確認を取りながら作業を進めること。

イ 広島平和記念資料館及び各会場での作業には、必ず美術品の扱いに精通した作業員を1名以上従事させること。

ウ 各会場への搬入出は、発注者又は各開催都市の責任者等の立会いのもとで行うこと。

エ 展示期間以外は美術品専用の倉庫で保管を行うこと。

オ 被爆資料については、遺族に敬意を払い、礼を失することのないように対応すること。

カ 被爆資料は、搬入時に開梱及び展示ケースへの展示を行うこと。展示ケースへの展示の際は、必ず地震等による破損・汚損を防ぐ措置を取ること。また、展示撤去時には展示ケースから取り出し、梱包を行うこと。

キ 旭川市に展示する被爆資料 15 点は、苫小牧市展示分 15 点及び札幌市展示分 15 点から抜粋して輸送するため、注意して分類すること。

ク 高校生が描いた原爆の絵原画は、搬入時に開梱を行うこと。

ケ 旭川市に展示する高校生の描いた原爆の絵原画 6 点は、苫小牧市展示分 5 点及び札幌市展示分 5 点から抜粋して輸送するため、注意して分類すること。

コ 梱包に必要なダンボール箱、綿布団(真綿を使用のこと)、薄紙、緩衝材等の消耗品を用意すること。札幌市会場においては、被爆資料・原画輸送用の箱の保管スペースがないため、前記カ、クの作業後は全て持ち帰り保管し、展示撤去日に持参すること。保管にかかる費用が発生する場合は、委託料に含めること。

## (2) その他物品の輸送等について

ア その他物品の集荷は、各会場においては展示室内の発注者が指定する位置から、広島平和記念資料館においては東館地下 1 階収蔵庫内の発注者が指定する位置からとする。配送についても同様に、各会場においては展示室内の発注者が指定する位置まで、広島平和記念資料館においては東館地下 1 階収蔵庫内の発注者が指定する位置までとする。これらの作業に当たり、必要な人数を配置すること。

イ その他物品の運搬車両への積み込み又は荷降ろしは、受注者が行うこと。なお、使用できる場所においては、台車及びボックス(カーゴ)の使用も可とする。

ウ 輸送中、雨や粉塵等からその他物品を保護するため、必要に応じてカバー等をつけること。

エ 札幌市会場においては、その他物品の輸送の際に使用したプラダンケース、段ボール箱、衣装ケース等の保管スペースがないため、全て持ち帰り保管し、展示撤去日に持参すること。保管にかかる費用が発生する場合は、委託料に含めること。

## (3) その他

ア 車両等の駐停車については、発注者又は各開催都市に事前に場所及び時間を確認し、会場及び会場利用者の迷惑とならないようにすること。

イ 札幌市会場への搬入出にあたっては、「札幌駅前通地下広場 利用規約」

[https://www.sapporo-chikamichi.jp/files/download/6/20211220\\_kiyaku.pdf](https://www.sapporo-chikamichi.jp/files/download/6/20211220_kiyaku.pdf) を遵守すること。

ウ 札幌市会場への搬入出にあたっては、エレベーター近くの路上に停車して作業を行う必要があるため、車両をいつでも移動できるように作業員を車両に常時 1 名配置すること。

エ 旭川会場への搬入出にあたっては、上川倉庫蔵囲夢敷地内の有料駐車場に駐車し、駐車料金は受注者が負担すること(200 円/1 時間)。

オ 別紙 1 に示す輸送スケジュールは、開催都市との調整や会場の都合等により、作業の日時が変更となる場合がある。その場合、発注者から受注者に速やかに通知する。

## 8 保険への加入

- (1) 受注者は、被爆資料・高校生が描いた原爆の絵原画（別紙2-1、2-2、2-3に掲げる資料）については、棄損、汚損、亡失、盗難等に備え、保険に加入すること。
- (2) 前記(1)に掲げる保険は、オール・リスク担保条件に加入することとし、梱包、運搬、開梱、保管中のほか、展示期間も含めて、履行期間中の全てを補償する内容とすること。また、地震特約（地震の損害又はそれに付随する損害を補償する内容）に加入できる開催場所がある場合には、あわせて加入すること。
- (3) 受注者は、前記(1)に掲げる保険に加入したことを証する書面を発注者に提出すること。
- (4) 受注者が、その他物品の輸送等に当たり、物品を棄損、汚損、亡失し、又は受注者の過失により物品の盗難等に遭った場合、その損害等について、受注者がその費用を負担すること（委託契約約款第17条に定めるとおり）。

## 9 報告事項及び検査

受注者は、次の事項に関わる各種書類を発注者に提出する。

- (1) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、所定の様式（別紙3）で提出し、発注者の承認を受けること。
- (2) 委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書（別紙4）の提出期限は、業務が完了した日から起算して10日目とする。
- (3) 発注者による検査完了期日（期限）は、業務が完了した日から起算して20日目（ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。

## 10 支払等

発注者による検査完了後、受注者は適法な請求書を発注者に提出すること。発注者は、請求書に基づき次に定める支払い方法により支払う。

- (1) 請求期限  
検査完了後10日目
- (2) 支払期限（期日）  
役務の提供が終了した日から起算して60日目に当たる日とする。  
ただし、発注者の検査後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
- (3) 支払方法等  
口座振込により、「支払内訳書」（別紙5）のとおり支払う。  
支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。  
なお、振込手数料が必要な場合は、請求金額から振込手数料を差し引いて受注者に支払う。

## 11 その他

- (1) 受注者は、美術品取扱に精通した担当者を定め、発注者との調整にあたること。
- (2) この仕様書に変更及び疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。